

第 23 期 第 3 回

定例農業委員会総会

議 事 録

平成 2 9 年 9 月 2 9 日

伊予市農業委員会

第 23 期

第 3 回定例農業委員会総会議事録

平成 29 年 9 月 29 日（金）午後 1 時 30 分から、伊予市農業振興センターにおいて第 3 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者 農業委員 19 名
事務局 局長
次長
係長
係長

欠席者 農業委員 名

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 6 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について 5 件

議案第 7 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について 3 件

第 3 報告第 7 号 農地法第 4 条の規定に基づく届出について 2 件

報告第 8 号 農地法第 5 条の規定に基づく届出について 3 件

報告第 9 号 農地法 18 条の規定に基づく解約通知について 3 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より平成29年度第3回9月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

＜一同、礼＞

御着席下さい。

～会長挨拶～

議 事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号8番 ○○ ○○、9番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

第 2

■議案第6号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第6号農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回5件の申請がありました。 ※「1番」、「2番」は関連あり。一括説明

1番

譲渡人	東温市	〇〇	〇〇
譲受人	八倉	〇〇	〇〇
申請地	八倉字フジサヤ 田		
譲受人の耕作面積	4,036.00 m ²		
申請理由	(譲渡人) 労力不足		
	(譲受人) 増反による経営規模の拡大		
権利の種類等	売買による所有権移転		
譲受人の作付予定作物	米・野菜（申請地では、季節野菜を予定）		
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、コンバイン、農作業用自動車		
労働力	常時3人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

2番

貸出人	八倉	〇〇	〇〇
借受人	八倉	〇〇	〇〇
申請地	八倉字金安	畑	
借受人の耕作面積	〇〇	㎡	
申請理由	(貸出人)	労力不足	
	(借受人)	増反による経営規模の拡大	
権利の種類等	3年間の使用貸借権の設定		
借受人の作付作物	米、野菜（申請地では季節野菜を予定）		
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、乾燥機、農作業用自動車		
労働力	常時3人		

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号に農地の権利移動の制限に関する事項がございます。

第1号 効率的に営農すると認められない場合

第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合

第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合

第4号 農作業に常時従事すると認められない場合

第5号 耕作面積が取得面積を含めて50アールに満たない場合

第6号 また貸しするおそれがある場合

第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号1,2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

事務局から説明があったとおりです。この案件は前任の委員さんから引き継いだ案件ですが、前任の委員さんも問題ないとのことでした。車の通りが多いところで、景観の保全という観点から耕作していただければと思います。よろしくお願いします。

議長

番号1,2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1,2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1,2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

3番

譲渡人	上吾川	〇〇	〇〇
譲受人	稲荷	〇〇	〇〇
申請地	稲荷字池ノ内	畑	
譲受人の耕作面積	〇〇	m ²	
申請理由	(譲渡人)	労力不足	
	(譲受人)	増反による経営規模の拡大	
権利の種類等	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米、果樹（申請地では、野菜を予定）		
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、コンバイン、農作業用自動車		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

この田は上吾川の〇〇さんが所有していたところですが、以前から他の方に貸して耕作していただいていたようです。しかし、その方が高齢のため農地を返されたことで困っていたようです。この田は、〇〇さんの田の隣にあり、自宅も近くにあるということで〇〇さんをお願いして話がまとまったようです。〇〇さんは認定農業者であり、高齢ではありますが、熱心に耕作されておりますので耕作放棄地になることも無いかと思いますのでよろしくお願いします。

議長

番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号4につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

4番

譲渡人	大平	〇〇	〇〇
譲受人	大平	〇〇	〇〇
申請地	大平字小野	田	外2筆
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	(譲渡人)	労力不足	
	(譲受人)	増反による経営規模の拡大	
権利の種類等	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米、野菜(申請地では米を予定)		
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、農作業用自動車		
労働力	常時4人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

譲受人の父は〇〇屋を営んでおります。田は5反ほどあり、今年は井手の世話人を務められており、地域でも信頼の厚い方だと思います。その方の息子の〇〇さんが父親の管理している農地も含めて耕作していこうということを聞いております。労働力としてはこれからのことを考えても問題なかろうかと思えます。この件は前任者から引き継いだものですが、前任者も問題ないとのことでした。よろしくお願いします。

議長

番号4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号5につきまして事務局の説明をお願いいたします。

5番

譲渡人	宮下	〇〇	〇〇
譲受人	宮下	〇〇	〇〇
申請地	宮下字西大袋 畑 外1筆		
譲受人の耕作面積	〇〇m ²		
申請理由	(譲渡人) 労力不足 (譲受人) 増反による経営規模の拡大		
権利の種類等	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米、果樹		
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、コンバイン、農作業用自動車		
労働力	常時3人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議長

番号5につきまして地元委員さんの補足説明をお願いします。

地元委員

譲受人の〇〇 〇〇さんは以前からこの農地を耕作しておりまして、この際に所有権移転をするということです。この農地は行道山の中腹に位置し、その一体は5軒ほどがまとまって耕作しておりまして、1畝でも耕作してもらえれば所有者の負担が減り、農地が荒れてしまうのを防げるのではないかと思います。〇〇 〇〇さんは現在、息子さんが主となって耕作しているようですので労働力的には問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長

番号5につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号5につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号 5 につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、 2 ページをお開きください。

■議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第 7 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回 3 件の申請がありました。

1 番

貸渡人	上野	〇〇	〇〇
借受人	上野	〇〇	〇〇
		〇〇	〇〇

申請地 上野字西丸田 畑

転用目的 分家住宅

権利の種類等 使用貸借権

申請地説明図の(1)～(4)が関係資料となっています。

申請人の 2 人は、現在伊予市で妻の両親と計 4 人で住んでおります。しかし、手狭であること、生活習慣がことなることなどから住居を確保する必要があり日常生活に支障が生じています。そこで、妻〇〇さんの父である〇〇 〇〇さんの農地を借り受け、新居を建築する話がまとまり、転用許可申請に至ったものであります。

申請地は、〇〇集落に位置し、農地と住宅が混在した、10ha 未満の農地の広がりがない第 2 種農地に判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれが無いと認められます。

議長

番号 1 につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

地元委員

事務局から説明があったとおりです。〇〇さんはお子さんがお 1 人おられます。〇〇 〇〇さんは退職されて農業をされるそうですが、3 年前に〇〇さんの田は全て農地中間

管理機構との手続きでお世話させていただいておりますので、機構から田が返ってくれば農業を行うということです。父親の住宅の横の畑に分家住宅を建てる予定で、適当な場所であると考えられます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

番号2につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

2番

譲渡人 尾崎 ○○ ○○

譲受人 松山市 ○○ ○○

申請地 尾崎字宮下 田

転用目的 分家住宅

権利の種類等 所有権移転

申請地説明図の(5)～(8)が関係資料となっています。

申請人は、現在、松山市で家族3人にて賃貸住宅で生活しております。現居宅では子供の成長とともに手狭になっており、新たな住宅が必要と考え新居の建築を検討した結果、申請人の祖父の所有地を譲り受ける事が可能になり転用許可申請に至ったものであります。

申請地は、○○集落に位置し、農地と住宅が混在した、10ha 未満の農地の広がりがない第2種農地に判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いします。

地元委員

この件に関しましては、地元区長とも協議いたしまして、周辺農地の営農状況への影

響や配水について何の問題も無いということでした。よろしくお願いします。

議長

番号 2 につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号 2 につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号 2 につきまして原案のとおり承認いたします。

番号 3 につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

3 番

譲渡人 大平 ○○ ○○

譲受人 大平 ○○ ○○

申出地 大平字小野 田

転用目的 農家住宅

権利の種類等 所有権移転

申請地説明図の(9)～(12)が関係資料となっています。

申請人は、現在、妻、妻の両親の家族 4 人で妻の実家に農家世帯の一員として同居しているが、子供のことや、将来の生活設計を見据えると現在の住居は手狭であり、妻の両親の農作業を継続的に手伝っていくことや将来的に農業経営を承継していくために自己の住宅を構えたいということで土地所有者と交渉した結果、話がまとまり今回の申請に至ったものであります。

申請地は、大平の○○集落に位置しており、10ha 未満の農地の広がりがない第 2 種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。

議長

番号 3 につきまして地元委員さんの補足説明をお願いします。

地元委員

先ほど 3 条で説明した案件と同じ内容にはなりますが、この農地は今後管理する農地の中心くらいの場所に位置しており、農地を管理していく上で適した場所だということ

で選ばれたようでございます。よろしくお願いします。

議長

番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

委員

12 ページの図を見ておりますと、農家住宅の隣に「作業スペース」とありますが、これはどういったものでしょうか。

事務局

敷地内で、出荷等に関する作業を行うためのスペースであるとお伺いしております。

委員

はい。

議長

番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、3 ページをお開きください。

■報告第7号 農地法第4条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第7号「農地法第4条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回2件の届出がありました。

1番

申請人	下吾川	〇〇	〇〇
届出地	下吾川字宮田	畑	
転用目的	個人住宅		

2番

申請人	尾崎	〇〇	〇〇
届出地	尾崎字天神下	田	
転用目的	農業用倉庫		

議長

報告第7号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

続きまして、4ページをお開きください。

■報告第8号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第8号「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回3件の届出がありました。

1番

譲渡人	米湊	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請農地	米湊字大下	田	
転用目的	分譲宅地		
権利の種類等	所有権 移転		

2番

譲渡人	新居浜市	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請農地	米湊字七反	畑	
転用目的	宅地分譲		
権利の種類等	所有権 移転		

3番

譲渡人	下吾川	〇〇	〇〇
-----	-----	----	----

譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請農地	下吾川字北野	田	
転用目的	分譲宅地 8 区画		
権利の種類等	所有権移転		

議長

報告第 8 号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

続きまして、5 ページをお開きください。

■報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第 9 号「農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回 3 件の届出がありました。

1 番

貸出人	東温市	〇〇	〇〇
借受人	三秋	〇〇	〇〇
届出地	八倉字フジサヤ	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	(基盤法) 賃貸借権設定		

2 番

貸出人	尾崎	〇〇	〇〇
借受人	尾崎	〇〇	〇〇
届出地	尾崎字宮下	田	外 1 筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	(基盤法) 使用貸借権設定		

3 番

貸出人	上吾川	〇〇	〇〇
借受人	上吾川	〇〇	〇〇相続人代表〇〇 〇〇
届出地	上吾川字内台	田	外 2 筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	(農地法第 3 条) 賃貸借権設定		

議長

報告第 9 号についてご意見、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

議長

続きまして、その他事項に進みたいと思います。

■その他

- 役員会協議結果の報告について
- 農業経営基盤強化促進事業の実施に係る利用権設定について
事務局より説明あり

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 平成 29 年 10 月 31 日 (火) 農業振興センター 第 2 会議室
を開催予定としております。

以上で、第 3 回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、平成 29 年度第 3 回 9 月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後 2 時 15 分 閉会)